

奈良工業高等専門学校図書閲覧規程

昭和42年 4月 1日制定

令和 6年 1月11日改正

第1条 奈良工業高等専門学校教育支援センター規程第11条の規定に基づき、奈良工業高等専門学校図書館（以下「図書館」という。）の図書、雑誌及びその他の資料（以下「図書」という。）の閲覧について必要な事項を定める。

第2条 図書館を利用できる者は、次のとおりとする。

- 一 本校の教職員
- 二 本校の学生
- 三 図書館の利用を申し出た一般の利用者

第3条 図書館の休館日及び開館時間について必要な事項は、別に定める。

第4条 閲覧室の図書は、自由に閲覧することができる。ただし、書架の配列順序を乱してはならない。

2 書庫内の図書の閲覧については、係員に申し出ることとする。

3 図書の閲覧は、図書館内で閲覧することを原則とする。

4 図書館内においては、常に秩序を保ち、他人の迷惑になる行為をしてはならない。

第5条 図書の貸出を希望する者は、所定の手続を経て、貸出を受けることができる。

2 貸出図書の冊数は本校の学生及び教職員は6冊以内、一般の利用者は3冊以内とし、貸出期間は14日以内とする。

3 夏季及び冬季の長期休業の場合は、前項の規定にかかわらず貸出冊数を増加し、又は貸出期間を延長することができる。

4 新着の雑誌又は「禁帯出」を標示してある図書は、貸出することはできない。

5 教職員が特に必要とする図書については、第2項の規定にかかわらず、貸出冊数を増加し、又は貸出期間を延長して貸出することができる。ただし、当該貸出中の図書について閲覧の希望があるときは、センター長は閲覧できるよう措置しなければならない。

第6条 本校の教職員又は本校の学生でなくなる場合は、その身分がなくなる前に、速やかに貸出中の図書は返却しなければならない。

第7条 図書をき損又は汚損若しくは紛失したときは、速やかに届出て弁償しなければならない。

第8条 本図書館において管理する歴史的もしくは文化的な資料又は学術研究用の資料に記録されている個人情報（公文書等の管理に関する法律施行令第4条第5号で規定する個人情報をいう。）については、独立行政法人国立高等専門学校機構個人情報管理規則（機構規則第65号第40条）の規定に基づき、その漏えい防止のための措置を講ずるものとする。

第9条 この規程に違反した者は、図書の閲覧及び貸出を停止することができる。

第10条 図書館資料を利用者の閲覧に供するため、図書館資料の目録及びこの規程を常時閲覧室内に備え付けるものとする。

第11条 この規程に定めるもののほか、特に必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和63年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年7月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年5月1日から施行する。ただし、第6条第2項の改正規定は、平成4年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年6月10日より施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年12月21日より施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。